

### 建物のアスベスト対策に 区の助成等をご利用ください

あなたの建物にアスベスト調査員を派遣しませんか

建物のアスベスト対策として、区では、建物所有者等に調査員の派遣のほか、吹付けアスベストの含有調査費・除去等工事費の助成を行っています。  
【問合せ】建築調整課(本庁舎8階) ☎(5273)3544へ。

#### ★アスベストとは

繊維状の天然鉱物で、耐熱性・耐久性に優れていることから、断熱材・保温材等の建築材料、電気製品、自動車、家庭用品等さまざまな用途で使われていましたが、平成18年以降使用が禁止されました。アスベスト繊維は目に見えないくらい細く軽いため空気中に飛散しやすく、人が吸入すると「肺線維症(じん肺)」「悪性中皮腫」「肺がん」を引き起こす可能性があり、アスベストの劣化・損傷や建物の解体工事によるアスベストの飛散などにより、アスベストを吸い込むことで起こる健康被害が問題となっています。



梁やデッキに付着したアスベスト

#### 助成等の対象

- ▶区内に建物を所有している個人
- ▶中小企業の事業者
- ▶分譲マンションの管理組合

★7月下旬から一部の建物所有者の方に吹付けアスベストの有無や対策状況等を伺うアンケートをお送りします。ご協力をお願いします。

#### 助成等の内容

- アスベスト調査員派遣  
区が対象建物に調査員を派遣し、吹付けアスベストの有無を調査します。
- アスベスト含有調査費助成  
建物所有者等が実施する吹付けアスベストの含有調査費用を助成します(契約前に申請が必要)。
- 吹付けアスベスト除去等  
工事費助成  
建物所有者等が実施する吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込みに係る費用の一部を助成します(契約前に申請が必要)。

#### 国民健康保険に加入している方へ

### 夏の旅行 宿泊料を一部補助しています

JTBまたは近畿日本ツーリストの区内指定営業所で取り扱う、国内の宿泊施設と国内旅行(パッケージツアー等)が対象です。旅行会社に代金を支払う前に申請してください。区民保養施設等(箱根つつじ荘・グリーンヒル八ヶ岳・ヴィレッジ女神湖)は対象外です。

#### ●補助利用の流れ

- ▶医療保険年金課・特別出張所で配布している「令和元年度新宿区国民健康保険夏季保養施設宿泊補助のご案内」に綴じ込みの往復はがきで申請してください。
- ▶区で対象要件を確認後、「宿泊補助券」を交付します。
- ▶旅行会社に代金を支払う際に、「宿泊補助券」を提出して補助額相当分を差し引いた額をお支払いください。
- ※保険料を滞納している世帯の方、後期高齢

者医療制度等ほかの保険制度に加入している方、宿泊料が発生しない場合は対象になりません。

※利用日時時点で新宿区の国民健康保険に加入している方が対象です。

【補助期間】9月30日(月)宿泊分まで

【補助金額】1人1泊につき3,000円を限度に、1人2泊まで

【問合せ】医療保険年金課庶務係(本庁舎4階) ☎(5273)4078へ。

### 「もったいない」食品ロス削減 シンポジウム・ワークショップ 講イ

食べられるのに廃棄される食品「食品ロス」の現状を知り、理解を深めてみませんか。

ムダにしない!

【問合せ】ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318・☎(5273)4070へ。

#### ●シンポジウム

【日時・内容】7月30日(火)、▶午後2時～3時15分…基調講演(講師は井出留美/食品ロス問題専門家)、▶午後3時20分～4時30分…ワークショップ(講師は平井巧/フードサルベージ代表理事)

【会場・申込み】当日直接、牛込笹荷地域センター(笹荷町15)へ。先着100名。

#### ●ワークショップ

【日時】8月8日(木)午後2時～4時  
【会場】四谷地域センター(内藤町87)  
【内容】食品ロスの現状やサルベージ・パーティ(賞味期限近または廃棄される予定の食料品の活用)の紹介とレシピカードゲームによるワークショップ

【申込み】7月17日(水)～31日(水)に電話かファックス(3面記入例のとおり記入)または直接、同係へ。先着50名。

#### 国民健康保険に加入する70歳以上の方へ

昭和19年8月2日～  
昭和24年8月1日生まれの方

### 新しい高齢受給者証を世帯主宛てに 7月19日に発送します



7月26日(金)までに届かない方のご連絡ください。8月1日(木)からは新しい高齢受給者証をお使いください。新しい高齢受給者証の有効期限は、令和2年7月31日(金)です(75歳からは後期高齢者医療制度の対象となるため、令和2年7月31日までに75歳になる方の有効期限は「誕生日の前日」)。

【問合せ】医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

#### 医療費の自己負担額(一部負担金)の割合

前年の所得に応じて毎年判定し、8月から適用します。

同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者に、令和元年度住民税の課税標準額(総所得金額等から各種所得控除を引いた金額)が145万円以上の方が

いる

いない

3割負担

2割負担

★70歳～74歳の方が世帯主で、世帯に19歳未満の方がいる場合は、世帯主の課税標準額(総所得金額等から各種所得控除を引いた金額)から「16歳未満の被保険者の人数×33万円」と「16歳以上19歳未満の被保険者の人数×12万円」の合計額を差し引いた額で判定します。

#### 自己負担割合が3割の方で

下記①②いずれかにより自己負担割合が下がる可能性のある方は申請を

#### ①収入額による特例

平成30年中の収入が収入基準額(※)に該当する場合は、申請により自己負担割合が「2割」となります。

※収入基準額…同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は合計額が520万円未満

#### ②緩和措置

次の全てに該当する場合は、申請により自己負担割合が「2割」となります。

▶同じ世帯に国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した方がいる

▶70歳～74歳の国民健康保険加入者と後期高齢者医療制度に移行した方の平成30年中の収入の合計額が520万円未満

★①②のいずれかに該当する可能性がある方には、「基準収入額適用申請書」を7月1日に発送しています。自己負担割合の変更は申請月の翌月1日からです。お早めに医療保険年金課国保資格係の窓口で申請してください。

【申請時必要書類】▶基準収入額適用申請書、▶保険証、▶高齢受給者証、▶届出人の本人確認書類(運転免許証等)、▶届出人・手続き対象者のマイナンバー確認書類、▶「平成30年分の確定申告書(控)」や「令和元年度(平成31年度)特別区民税・都民税(住民税)申告書(控)」等の平成30年中の収入額が確認できる書類

#### エコリーダー養成講座 講

食から考えるエコな暮らし～できることから始めよう

地域の環境活動でリーダーとなる人材の養成を目指す全9回の連続講座です。今年度は「食」をテーマに、食品ロスを減らす工夫を考え、グループで話し合った成果や提案を発表します。6回以上(修了式前に発表内容をまとめる⑧は必須)参加した方には、修了証をお渡しします。



【日時】下表のとおり(全9回)。①のみ単独での申し込みも可。

【会場】環境学習情報センターほか

【申込み】往復はがきか電子メールで3面記入例のほか、メールアドレス(お持ちの方)、託児希望の有無、①のみ参加希望の方はその旨を記入し、8月17日(必着)までに環境学習情報センター(〒160-0023西新宿2-11-4、新宿中央公園内) ☎(3348)6277・☎(3344)4434・✉info@shinjuku-ecocenter.jpへ。定員20名(①のみの参加は別途30名)。応募者多数の場合は抽選。託児あり(2歳～未就学児。④⑥を除く)。

日時	内容・講師等
① 8月29日(木) 午後1時～4時	【公開講座】「食品ロス」「プラごみ」と私たちのめざす未来! オリエンテーション(崎田裕子/ジャーナリスト)
② 9月5日(木) 午後1時～4時	食育は未来をつくる(品川明/学習院女子大学国際文化交流学部日本文化学科教授)
③ 9月12日(木) 午後1時～4時	知ってる?江戸東京野菜(大竹道茂/江戸東京・伝統野菜研究会代表、上原恭子/NPO江戸東京野菜コンシェルジュ協会理事)
④ 9月19日(木) 午前9時～午後1時	バス見学「発見!食品ロスに新たな価値を」行き先は(株)日本フードエコロジーセンター(相模原市) ※施設見学料500円が必要。
⑤ 9月26日(木) 午後1時～4時	食から考える環境問題(基礎編)～地球にやさしい食とは?(近藤恵津子/NPO法人コミュニティスクール・まちデザイン理事長)
⑥ 10月3日(木) 正午～午後6時	バス見学「新宿の資源ごみの行方を見に行こう!」行き先は(株)トベ商事(足立区)
⑦ 10月10日(木) 午後1時～4時	食から考える環境問題(応用編)～食品表示・食品添加物(近藤恵津子)
⑧ 10月17日(木) 午後1時～4時	考えよう!食品ロスを無くす工夫(鬼沢良子/NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット事務局長)
⑨ 10月24日(木) 午後1時～4時	修了式～学んだことを発表しよう(崎田裕子)